

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注			
		登録者数が登録定員を超える場合	又は	従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要支援1 (3,438 単位) 要支援2 (6,948 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要支援1 (3,098 単位) 要支援2 (6,260 単位)								
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (423 単位) 要支援2 (529 単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
チ 日誌・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 社会的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 12単位を加算)							
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/100) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/100) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計							
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/100) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/100)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計							
：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目									
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入									
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能									
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。									